変更前	変更後
別紙	別紙
1 特定事業の名称	1 特定事業の名称
(略)	(略)
2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者	2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
(1)講座の開設者	(1)講座の開設者
学校法人立志舎 東京 IT 会計専門学校仙台校	学校法人立志舎 東京 IT 会計専門学校仙台校
(宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番6号)	(宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番6号)
(2)修了認定に係る試験の提供者	(2)修了認定に係る試験の提供者
株式会社サーティファイ(東京都中央区京橋3-3-14 京	株式会社サーティファイ(東京都中央区京橋3-3-14 京
橋 AK ビル)	橋 AK ビル)
3 当該規制の特例措置の適用の開始の日	3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
計画認定の日	計画認定の日
4 特定事業の内容	4 特定事業の内容
(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画	(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画
(略)	(略)

(2) 修了認定の基準

(略)

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

(略)

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試 │(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試 験項目

資格名称:情報処理技術者能力認定試験(2級)

試験科目:情報処理技術者能力認定試験(2級第1部)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目:表に示すとおり

試験項目

1 情報の基礎理論

基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論

状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語

計算量と情報量

2 データ構造とアルゴリズム

データ構造、アルゴリズムの基礎

(2) 修了認定の基準

(略)

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

(略)

験項目

資格名称:情報処理技術者能力認定試験(2級)

試験科目:情報処理技術者能力認定試験(2級第1部)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目:表に示すとおり

出題内容 基礎理論 テクノロジ系 基数変換、データ表現、演算と精度、論理演 確率と統計、数値解析、数式処理、グラフ理論な 符号理論、述語論理、オートマトン、計算量など 伝送理論(伝送路、変調方式、誤り検出・訂正な 2 アルゴリズムとプログラミング データ構造(スタックとキュー、2 分木、リストなど)

流れ図、決定表、BN記法、ポーランド記法	流れ図の理解、アルゴリズム(整列、探索、など)
各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率	<u>なと)</u> プログラム構造、データ型など
3 ハードウェア	プログラム言語(種類と特徴など)
半導体と集積回路	2 コンピュータシステム
プロセッサ、動作原理	3 コンピュータ構成要素
メモリ、記憶媒体、補助記憶装置	主記憶、キャッシュメモリ、半導体メモリなど
入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体	補助記憶装置や媒体(種類と特徴、性能計
コンピュータの種類と特徴	入出力インタフェース(種類と特徴など)
4 基本ソフトウェア	<u>入出力装置(種類と特徴、性能計算など)</u> 4 システム構成要素
OSの種類と構成	システムの利用形態、システム構成など
プロセス管理、割込み制御	クライアントサーバシステム、RAIDなど システムの性能、信頼性、経済性など
主記憶管理、仮想記憶	5 ソフトウェア
入出力制御、ジョブ管理	
ファイル管理、障害管理	ミドルウェア(API、ライブラリ、シェルなど)
ヒューマンインタフェース、日本語処理	ファイルシステム(ディレクトリ、ファイル編成プ 言語処理ツール(コンパイラ、リンカ、ローダア
ミドルウェア	CASE、エミュレータ、シミュレータなど
5 システム構成と方式	6 ハードウェア 基本論理回路、組合せ回路など
システム構成方式、処理形態	3 技術要素
システム性能、信頼性	7 ヒューマンインタフェース GUI、帳票設計、画面設計、コード設計など
応用システム	8 マルチメディア
6 システム開発と運用	オーサリングツール、JPEG、MPEGなど 9 データベース
プログラム構造、制御構造	データベースのモデル、DBMSなど

プロジ	グラム言語、言語処理系			データ分析、データベースの設計、データの正
EUC	、EUD、ソフトウェアの利用			規化など データ操作、SQLなど
開発	手法、設計手法、テスト手法			排他制御、障害回復、トランザクション管理など
シスプ	テムの環境整備、運用管理			データウェアハウス、データマイニングなど
 ' ネットワーク技術		 		10 ネットワーク インターネット(各種プロトコル、IPアドレスなど)
		 		LANとWAN(トポロジ、回線、DSU、モデムなど)
70	ヘコルと伝送制御			LANのアクセス制御方式、LAN間接続装置など
符号	化と伝送技術			OSI基本参照モデル、HDLC、ネットワーク性能な
LAN	とインターネット			<u>C</u> ADSL、FTTH、CATV回線、イントラネットなど
電気	通信サービス			11 セキュリティ
ネット	 トワーク性能			暗号技術、認証技術、利用者確認など
		─ ┤		ウイルスの種類と特徴、ウイルス対策など 不正アクセス、不正侵入、不正行為の種類と対
	媒体、通信装置			
<u> ネット</u>	<u> </u>		4	開発技術
データベース技行	術			12 システム開発技術
デー	タベースモデル			業務分析と要件定義(DFD、E-R図、UMLなど) モジュール分割と独立性、オブジェクト指向など
デー				「一世ンユール分割と独立性、オノンエクト指向など」 構造化プログラミング、コーディングなど
		-+		テスト手法、レビュー手法、デバッグツールなど
	<u>タ操作</u>			13 ソフトウェア開発管理技術
<u>デー</u>	タベース言語、SQLの利用			ソフトウェア開発手法(スパイラルモデルなど)
DBM	ISの機能と特徴		. 5	SLCP、リバースエンジアリングなど プロジェクトマネジメント
デー	タベース制御機能(排他制御、リカバリ)	マネジ	(5	14 プロジェクトマネジメント
				コスト見積り(ファンクションポイント法など)
	11	×		日程計画(アローダイアグラムなど)
	ュリティ対策			進捗管理、品質管理、コスト管理など
<u>プラ</u> -	イバシ保護		<u>6</u>	サービスマネジメント 15 サービスマネジメント
				10 9 ピハメイトノングト

	ガイドライン		
10 標準化			
	情報システム基盤の標準化		
	データの標準化		
	標準化組織		
11 情報化と経営			
	経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)		
	情報化戦略(業務改善など)		
	IE分析手法、管理図		
	確率と統計		
	最適化問題、意思決定理論		
	情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)		
	関連法規(情報通信、知的財産権)		

		ITIL(サービスサポート、サービスデリバリなど)
		コンピュータの運用・管理、システム移行など
ス	<u>7</u> :	ンステム戦略
<u>}</u>		<u>17 システム戦略</u>
フ		<u>業務プロセス(業務改善、BPR、SFAなど)</u>
ストラテジ系	<u>8</u> 系	圣営戦略
系		<u>19 経営戦略マネジメント</u>
		経営戦略手法(コアコンピタンス、PPMなど)
		マーケティング理論、マーケティング手法など
		経営管理システム(CRM、SCM、ERPなど)
		21 ビジネスインダストリ
		ビジネスシステム(POSシステム、EOSなど)
		エンジニアリングシステム(CAD、CAM、MRPな
		(E)
	_	e-ビジネス(EC、EDI、RFIDなど)
	9 1	企業と法務
		22 企業活動
		経営組織(事業部制組織、CIOなど)
		ヒューマンリソース(OJT、CDP、MBOなど)
		経営管理と問題発見技法(PDCA、KJ法など)
		OR・IE (線形計画法、品質管理、在庫問題など) 会計・財務 (財務会計、管理会計、リースなど)
		<u> 云計・財務(財務云計、官珪云計、リーへなど)</u> 23 法務
		23 伝扬
		ガイドライン(ソフトウェア管理ガイドラインなど)
		標準化団体(JIS、ISO、IEEEなど)
		各種コード(文字コード、QRコード、ISBNコードな
		h)
		ーニー 補助単位(T、G、M、k、ミリ、マイクロ、ナノ、ピコ)

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基礎知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、 講座の修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を 受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験 に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに係 る業務に関する共通的基礎知識及び第2号に規定する情報処理シ ステムの開発及び活用に関する共通的基礎知識を免除するもので あり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人 材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すもので ある。